



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 七十七銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 氏家 照彦  
(コード番号 8341 東証第一部・札証)  
問 合 せ 先 総合企画部長 小林 淳  
(TEL 022-267-1111)

## 「株式報酬型ストックオプション制度」の廃止および「業績連動型株式報酬制度」の導入について

当行は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、業務執行取締役および執行役員（以下、「取締役等」という。）の報酬の見直しを行い、「株式報酬型ストックオプション制度」の廃止と「業績連動型株式報酬制度」（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 133 回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 「株式報酬型ストックオプション制度」の廃止

本株主総会での本制度の導入に関する議案の承認可決を条件として、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 125 回定時株主総会において、ご承認いただいております株式報酬型ストックオプションの報酬枠を廃止し、新たに新株予約権の付与は行わないことといたします。なお、現在の取締役等に付与済みの新株予約権のうち未行使のものにつきましては、本制度に関する議案が承認可決されること、および、本制度が開始されることを条件として、本制度開始日（平成 29 年 8 月 17 日の予定）の前日に、当該取締役等において、権利放棄することとし、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本制度において、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイント（下記 3.（5）に定める。）を付与いたします。（※）

※ ただし、現在の取締役等のうち、本株主総会の終結後に業務執行取締役または執行役員のいずれの役職にも就かない場合には、退任日の翌日から 10 日以内に限り、既に付与されたストックオプションとしての新株予約権を行使できるものとし、本制度によるポイントの付与は行われなものとします。

#### 2. 「業績連動型株式報酬制度」の導入

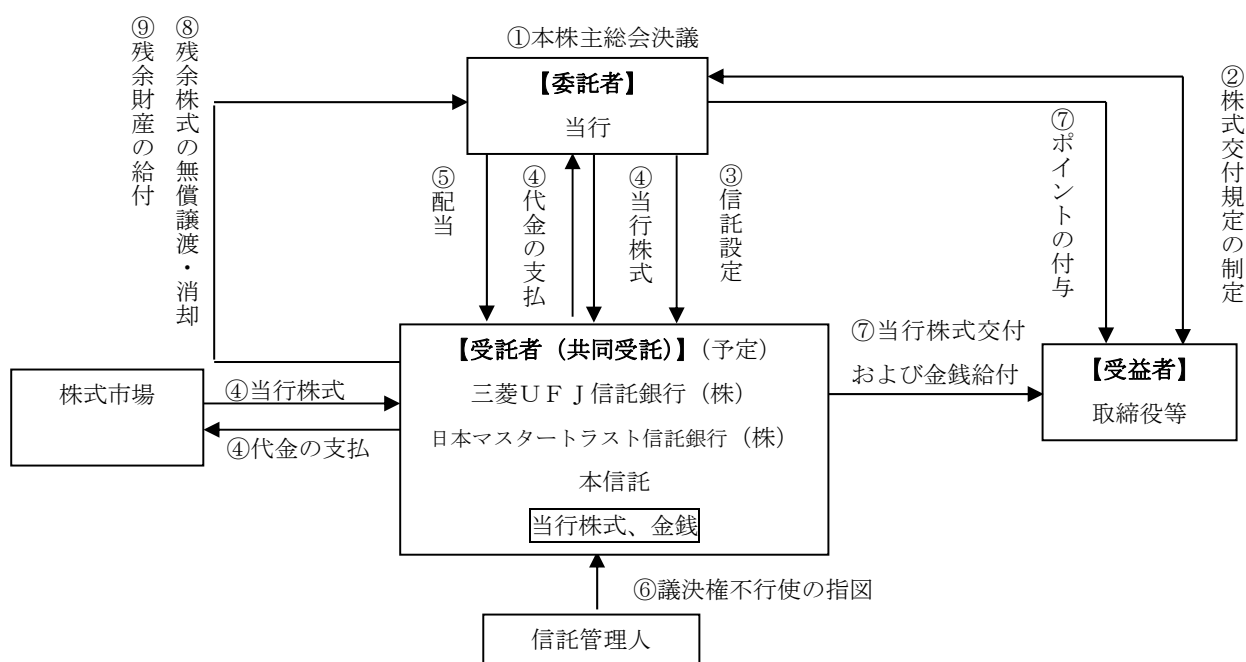
(1) 当行は、取締役等を対象に、取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高める観点から、「業績連動型株式報酬制度」を導入いたします。

(2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。

(3) 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下、「本信託」という。) と称される仕組みを採用します。本信託は、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭 (以下、「当行株式等」という。) を経営計画等の達成度合いおよび役位に応じて、取締役等の退任時に交付および給付 (以下、「交付等」という。) する制度です。

(4) 当行は、本制度実施のために設定した本信託の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

### 3. 本制度の概要



- ① 当行は、本制度の導入に際して、本株主総会にて役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当行は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規定を制定します。
- ③ 当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当行の取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として、当行株式を当行 (自己株式処分) または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、経営計画等に定める目標達成度および役位に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積ポイント (下記 (5) に定める。以下同じ。) に応じて当行株式等について交付等を行います。
- ⑧ 経営計画等に定める目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当行に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当行株式等の交付等により本信託内に当行株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当行は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当行株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

#### (1) 本制度の概要

本制度は、連続する3事業年度（以下、「対象期間」という。）（※）を対象として、各事業年度の経営計画等の達成度合いおよび役位に応じて、役員報酬として当行株式等の交付等を行う制度です。ただし、平成29年に設定する本信託については、現中期経営計画の残存期間である平成30年3月31日で終了する事業年度および新中期経営計画の対象となる平成31年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度を対象期間（以下、「当初対象期間」という。）とし、以降連続する3事業年度を対象期間とします。

なお、本制度では、対象期間ごとに役位に応じて当行株式等の交付等を行う「信託Ⅰ」と毎事業年度の経営計画等の達成度合いおよび役位に応じて当行株式等の交付等を行う「信託Ⅱ」の2種類の信託を設定する予定です。

※ 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（4）第2段落に定める。以下同じ。）には、以降の連続する3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### (2) 本制度の導入手続

当行は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取締役等が付与を受けることができるポイント（下記（5）に定める。）の1事業年度あたりの上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合は、当行は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

#### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時に、累積ポイント（下記（5）に定める。）の50%に相当する数の当行株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を受け、残りの累積ポイントに相当する当行株式については本信託内で換価処分した相当額の金銭の給付を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に取締役等であること（対象期間中、新たに取締役等になった者を含む。）
- ② 取締役等を退任していること（※）
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記（5）に定める累積ポイントが決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

ただし、下記（4）第4段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当行株式等の交付等が行われることとなります。

※ 信託期間中に取締役等が死亡した場合、原則として、その時点の累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を、当該取締役等の相続人に給付するものとします。

#### (4) 信託期間

本信託の信託期間は平成 29 年 8 月 15 日（予定）から平成 33 年 8 月 31 日（予定）までの約 4 年間といたします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに本信託の信託期間を 3 年間延長し、当行は延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を実施します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了のものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間（上記の本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当行株式等の交付等が完了するまで、最長で 10 年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

#### (5) 取締役等に交付等が行われる当行株式等の数

##### ①【信託Ⅰ】

信託期間中の毎年 6 月 1 日に、同年 3 月 31 日で終了する事業年度（初回は平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度。）における役位に応じたポイントが取締役等に対し付与されます。

また、株式報酬型ストックオプションとして現在の取締役等に付与済みの新株予約権のうち未行使のものについては、本制度に関する議案が承認可決されること、および、本制度が開始されることを条件として当該取締役等において権利を放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントが、本制度導入時に当該取締役等に対し付与されます。

取締役等には、退任時に、ポイントの累積値（以下、「累積ポイントⅠ」という。）に応じて当行株式等の交付等が行われます。

##### ②【信託Ⅱ】

以下のポイント算定式に従って、信託期間中の毎年 6 月 1 日に、同年 3 月 31 日で終了する事業年度（初回は平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度。）における当該事業年度の経営計画等の達成度合いおよび役位に応じたポイントが取締役等に対し付与されます。取締役等には、退任時に、ポイントの累積値（以下、「累積ポイントⅡ」といい、累積ポイントⅠと併せて「累積ポイント」という。）に応じて当行株式等の交付等が行われます。

基準ポイント（※1）× 業績連動係数（※2）

※1. 基準ポイントは取締役等の役位に応じて決定します

※2. 業績連動係数は、毎事業年度の経営計画等の達成度合いに応じて変動します。

1 ポイントは当行株式 1 株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

なお、平成 29 年 5 月 12 日付「単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ」にて公表した、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として実施する株式併合により、本制度におけるポイント算定における 1 ポイントあたりの当行株式は 0.2 株となる予定です。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限および付与ポイント総数の上限

当行が、対象期間ごとに、本信託に拠出する信託金の上限金額は、以下の① (a) および② (a) に記載する上限金額（上限金額は、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。）の合計額である 900 百万円とします。ただし、当初対象期間については、それぞれ以下① (b) および② (b) に記載の合計額である 2,200 百万円を上限金額として本信託に拠出し、信託期間 4 年間の本信託を設定いたします。

また、当行が、1 事業年度あたりに取締役等に付与するポイント総数の上限は、以下の① (c) および② (c) に記載する上限ポイントの合計である 750,000 ポイントとします。ただし、初年度において取締役等に付与するポイントの総数の上限は、上記の数値に株式報酬型ストックオプションからの移行措置分を加算した 2,123,500 ポイントとします。また、当初対象期間において、本信託が取得する当社株式の株式数（以下、「取得株式数」という。）は、上記の 1 事業年度あたりに取締役等に付与するポイントの総数の上限の合計である 750,000 ポイントに信託期間の年数である 4 を乗じた数に、下記の株式報酬型ストックオプションからの移行措置として付与するポイントを加算した数に相当する株式数（4,373,500 株）を上限とします。なお、信託期間の延長が行われた場合、対象期間ごとの取得株式数は、上記の 1 事業年度あたりに取締役等に付与するポイントの総数の上限の合計である 750,000 ポイントに信託期間の年数である 3 を乗じた数に相当する株式数（2,250,000 株）を上限とします。

①【信託 I】

(a) 「信託 I」（3 事業年度毎）に拠出する信託金の上限金額  
630 百万円                      (1 事業年度あたり 210 百万円)

(b) 当初対象期間（4 事業年度）に「信託 I」に拠出する信託金の上限金額  
1,840 百万円

(c) 「信託 I」における 1 事業年度あたりの上限ポイント  
525,000 ポイント

なお、本制度が開始された場合、前述のとおり、株式報酬型ストックオプションとして現在の取締役等に付与済みの新株予約権のうち、未行使分につきましては、取締役等において権利を放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与することとしております（株式報酬型ストックオプションからの移行措置により、本制度において付与する株式数は、1,373,500 株を予定しております。）。このため、当初対象期間においては、1 事業年度あたり  
の上限金額（210 百万円）に当初対象期間の年数である 4 を乗じた金額（840 百万円）に加えて、当該ポイントにかかる株式の取得原資として 1,000 百万円を上限とする信託金を拠出することとしており、上記 (b) の上限金額はこれらを勘案して設定いたしております。

また、初年度においては上記 1 事業年度あたりに取締役等に付与するポイント総数の上限に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、1,373,500 ポイントを上限とするポイントを付与いたします。

## ②【信託Ⅱ】

(a)「信託Ⅱ」(3事業年度毎)に拠出する信託金の上限金額

270百万円 (1事業年度あたり90百万円)

(b)当初対象期間(4事業年度)に「信託Ⅱ」に拠出する信託金の上限金額

360百万円

(c)「信託Ⅱ」における1事業年度あたりの上限ポイント

225,000ポイント

上記(b)については、1事業年度あたりの上限金額に当初対象期間の年数である4を乗じた値としております。

### (7) 本信託による当行株式の取得方法

本信託による当初の当行株式の取得は、上記(6)の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、当行(自己株式処分)または株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が各取締役等について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合、上記(6)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当行株式を追加取得することがあります。

### (8) 取締役等に対する株式等の交付等の方法および時期

上記(3)の受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後、退任した時点における累積ポイントⅠおよび累積ポイントⅡの50%に相当する数の当行株式(単元未満株式については切り上げ)の交付を本信託から受け、残りの当行株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

### (9) 本信託内の当行株式の議決権行使

本信託内にある当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

### (10) 本信託内の当行株式に係る配当の取扱い

本信託内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じる場合には、取締役等のうち本信託の終了に際して所定の受益者要件を満たして、信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることとなります。

### (11) 本信託の終了時の取扱い

経営計画等に定める目標の未達成等により、本信託の終了時(上記(4)第4段落の信託期間の延長が行われた場合には延長期間終了時)に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当行に当該残余株式の無償譲渡を行い、当行はこれを取締役会決議により消却を予定します。

(ご参考)

## 1. 信託契約の内容

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ② 信託の目的   | 取締役等に対するインセンティブの付与                                     |
| ③ 委託者     | 当 行  |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））    |
| ⑤ 受益者     | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者                                |
| ⑥ 信託管理人   | 専門実務家であって当行と利害関係のない第三者                                 |
| ⑦ 信託契約日   | 平成29年8月15日（予定）   |
| ⑧ 信託の期間   | 平成29年8月15日（予定）～平成33年8月31日（予定）                          |
| ⑨ 制度開始日   | 平成29年8月17日（予定）   |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しないものとします。   |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当行普通株式   |
| ⑫ 帰属権利者   | 当 行  |
| ⑬ 残余財産    | 帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

## 2. 信託・株式関連事務の内容

- |          |  |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当行株式の交付事務を行う予定です。     |

以 上